

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課）	10
○道路の供用の開始.....（維持管理防災課）	10
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	10
道人事委員会規則	
○船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	11
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則.....	12

告 示

北海道告示第337号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年4月24日、北海土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月8日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月8日

北海道知事 鈴木直道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 苦務小利別停車場線	足寄郡陸別町字ポントシュベツ原野西三線9番1地先から 同郡陸別町字クネベツ29番5地先まで	令和2.5.8

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第60号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年5月8日

北海道渡島総合振興局長 鳴海拓史

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 空港用スノースーパー（自走式） 1台（交換契約により空港用スノースーパー（自走式）1台を契約の相手方に供し、空港用スノースーパー（自走式）1台を契約の相手方から調達する。）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 令和3年3月25日（木）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る複数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において、当該調達をする物品の納入後、15年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年5月8日（金）から同年6月5日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階入札室
(送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課)

(2) 入札日時 令和2年6月23日(火)午後2時(送付による場合は、同月22日(月)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ(<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電話番号 0138-47-9609

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Snow Sweeper (Self-Propelled) for airport use, Quantity 1

B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., June 23, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than June 22, 2020)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan

Phone : 0138-47-9609

道 人 事 委 員 会 規 則

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月8日

北海道人事委員会委員長 楢田 信 知

北海道人事委員会規則7-1405

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

船員等の旅費の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-85)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,184円」を「1,204円」に、「1,251円」を「1,272円」に、「1,283円」を「1,304円」に、「1,314円」を「1,336円」に、「1,346円」を「1,368円」に、「724円」を「736円」に、「242円」を「246円」に改め、同表備考中「77円」を「78円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の船員等の旅費の支給に関する規則の規定は、令和2年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日

前に完了した旅行については、なお従前の例による。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月8日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1406

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－284）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項第3号中「。以下「育児休業法」という。」を削り、「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第17条の4第2項において「派遣等となった場合」という。）」に改める。

第17条の4第2項中「法第28条第2項又は分限条例第1条の2の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき」を「派遣等となった場合」に、「除く。）は」を「除く。）には」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項若しくは公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。